

海底火山噴火による噴出した軽石の大量漂着・漂流に関する意見書

今年8月、小笠原諸島での海底火山の噴火で噴き出した大量の軽石が沖縄県や鹿児島県に漂着し、海上を漂流、漁業や観光に大きな被害をもたらし、専門家からは四国や本州への到達も予測されている。

沖縄県内では海岸、漁港、港湾が軽石で埋め尽くされる事態が各地で発生し、船のエンジンをかけると海面を浮遊する軽石を吸い込んで故障するため、多くの漁民が漁に出られず収入を断たれ、養殖されていた魚が死ぬ事態や、モズク、アーサ（アオサ）養殖への被害も起きている。

本市の卸売市場ではマグロの水揚げ量が前月比で3割程度減少し、価格も上昇、年末の稼ぎ時を前にして不安の声も上がっている。観光業も海洋レジャーのキャンセルなどで打撃を受け、離島を結ぶフェリーが一部で運休せざるをえない事態も発生、海上航路の安全を確保するとともに、離島住民の生活、医療、教育、経済活動に支障がないよう万全の対策をとることも求められている。

サンゴをはじめ自然環境への悪影響も指摘されていて、今後は更に多方面に被害が拡大しないかと大変危惧している。

よって、本市議会は、漁業と観光、離島航路、生活と自然環境を守る立場から、深刻な広域災害に鑑み、国の責任で下記事項についての早急な対応を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 広域災害として国が監視を強め、軽石の漂流状況や予測について、遅滞なく情報を提供し、自治体と連携して被害の救援と拡大防止対策に全力を尽すこと。
2. 国の災害復旧事業に認定して、関係自治体等への財政支援を実施すること。
3. 水産業・観光業をはじめ、被害を受けた漁民や事業者等へ、早期救済を行い、補償制度を創設すること。
4. 離島航路の安全確保と離島住民への影響を最小限に抑える万全な対策を行うこと。
5. サンゴ礁など自然環境への影響調査や保全への対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
令和3年（2021年）11月26日

那覇市議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣　沖縄及び北方対策担当大臣